



官  
孝義錄

卷九

肥後下

口 g  
1596  
49

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9



卷義錄卷之四十九

肥後國下

孝行者松崎見壽

松崎見壽と益城の廻江内に隠の店の町より  
あるる醫者見貞、つふかうへどもうそとかうは  
つて父の業とつて事ありと父とせて後々の國  
扇をつくりとひ馬の背をひきてせまくのと  
せりされと母よぐくつくりとあくとあくそれ  
ハ夏の蚊をすくへと隠もすく和もすく蚊を  
おいて母の側ともまれとあくやきいあくと

漏りやうと戸板を障つゝ母のよどおれり母湯と好  
きされと買へてあたへがけは二錢と徳とくよこして  
日ごとすのもとめくをも悉く日ゆゑくもその料多  
いうきへくねとも食ひとくあつまくと徳をあふ  
るもの多くちじきに飄ひ行とくづかへつよひ湯と  
あり一つよひ水とりきと見て母の湯とのある財使  
のとくよむこと少事あきぶとつら水とのとくと  
ゆきやく酒を以母にのとくよめけり延享元年の冬登  
おり寝あくと枝ね茶をあく母の年七十あすりにて  
うせすと見哉うるまよてすきくおをまかに葬り立て

日よく酒を墓よそひる事ね生る財よ失ふぞ  
とある日まづこころりぬめり出でるよひまよてくね  
ゆきと墓のととあたへり先せよあくと財家のも  
里くふうくさひとそひにさうりある財立く  
誓とそくうううううもそりぬを人のとてうき人  
ふそくせううとよよりあやめうて衣つけられ  
あひまづぬまづうとよは是が、親のとせざり  
とかれはあくと毀ひ傷らしとみふううへ

孝行者若く死

苦い並ひ立殊取本の金のに南へうち村よそひをう

事へ民が妻へ初と娘とのうてうせ母へみり紫  
ああうらう病えく後よいままいううへ  
若き世が生とひとひをもまくもくも  
きつよ母の例よあうて二便のまむかと抱きこそ  
まとけくまほくまくあゆけへせんと  
うきて母を背ふ肩ひあくこきこ娘のまば引て懲  
やまうり下らるど下よ小室とつらぬと肩の娘  
よまくいと自くよとまくわくとおめくとよ  
ねくふまことまようぬまの母をつもうかくつ  
きあくまくまくまくわくがいふまくえ食く

五、り春ふらを称しきる毎もかくらむあらうたす  
もかきうゑと感へて我子をうへしめぬものと  
ひじきとせんを享ひ年四月領主が二  
人宣へて扶持年どとせまつゆよ母、七十の尊者  
お坐ひふすの采娘、九采とあんとてお坐  
を放ひふかくより月での系となりてふかく母とお坐  
胡々の食わ湯糸よつてふかくお坐試そとく  
お乃食はまくよひはくはくはとわくあまのあつと  
よ、本弦よ頃ひゆきて涼やせ冬の音とてかく變  
して暖つてうらじゆく春ひの初んとまく放よ

やぐりへく病めらる母ありへり八十の齡とくわく  
モ娘のもうも又孝んぬくもされ、室齋七年にこ  
きともまくして年二十小景とあへてこそ

孝行者椿之郎

阿穂殿小國の江赤馬場村の百姓孫友萬つうとも乃  
ふ人のふともこうそみのまゐるれ椿之郎孝んゆくも乃  
のさうへか、父母ともほ兄のまよ居る年とよは  
まほして椿之郎がもよおがまとまつて享保二年  
乃ち父ぬじりふ重く病く父のゆき年春死く  
母のまよえまひまく紀唇をむすびと椿之郎

至無どうく御はあつて範外とたゞけ朝夕の食  
も着うてぬくよじニ便の附りしきくへ  
あれくものもぬくほひくくよまくしめほ  
ゆるまきひようてかよせてせきる業むか  
くこくつよにまよのとあつて舊本屋の軒を作りて  
あきこまくらむれ性毛蟲と怨うて事一毛く病  
の中へねうらむるある日家のよも毛蟲あつてても  
てよどりふね椿之郎とくあ根ふくらみてまよ  
をくわくわらべ原村乃吉益とよひてこそもく  
一といひにゆうひとひく毛蟲行吉益とよ

來りてよせしにいふことえどとよむとももめ  
てゆれんを要んしける後ハ病ふやまくとももめ  
車のといひきこえ或ハ斤足より起てよみ又ハ檣風  
半馬乃至とせよあじよあくよせあられと檣三房  
ハ轔わすのよまくうとそれくれ形とあらひと  
毎のいを烈めぬ又ある日人多く細の如く農車  
ひとあせりことそり人を載つてあつめて市  
人のおまきふとあとあるとくもづりとくに檣三房  
まかやうよろしくよ活潰めくそのまゐをうそく  
めごぶん親しきれ様三郎は妻ともしと

かくはとけよもあらさんとりと母の死不記  
さきてあこよこ車いふとくとくのよせんも  
つやくとくうけひりひるふと年とくのへく  
うちせぬ領主の忍代の名と称して名とあくと  
其後馬場村の衣左衛門とひよとくとく養子となるとま  
い七十紫のくえ文三年よりせ養父は七十紫にて  
寛保二年に死せつゝ病の中れまひ死して  
湯の業もあらうかくまほ母小恭あらうか  
をあらうと養父母とも又あくつて車一室を  
らぬものなりとくとく室曆三年五月領主より

寝てても目自然黄文とあへにその種さ  
さうも他の事に用ひと父母の墓に石の碑とさを  
立てる

孝行者松平又左衛門

松平又左衛門も亡頃は家をほづく在宅と  
あり一ヶ年二十余にて病とぬく仕をやめ差  
除教廻の近因村より参詣と童子の身をす  
と教へてゆき世とよきる業とせり母病多きつう  
され文左衛門まことに出羽車をとつてよみよ  
のとありてつとよあきと水と波と新とよきり崩夕乃

食も自ら酒へくもくじ母れ衣股の垢つゝと  
も自ら洗ひ自ら縫ひ或は人の手よ板をも湯のと  
樂へじ事あつてともかくもかくもかくもかく  
もまくもまくもまくもまくもまくもまくもまく  
ゆりて母のふを安らぐじ親とものを妻ひくと  
よよ母のまごのとろそくよまくと事とあれく  
ひくと延喜五年正月とつてまくもく再ぬ  
きつぐとつよ又左衛門このつて母よゆくひげりよ  
仕と富んぐりよまくとふまうひととぞのひよ  
よまくまく舞へぬまく舞へまくと蟲とひ

ひまこやとかつてとくらの罪を説くとも毎の心を  
そじらうへとおこなふてうそあれが放さむ  
それと感してゆつても一母の心あらへあつて  
ゑわはへといたせ地の家よゆへうけとひうと  
そへ年毎の事く病し御坐薬とうまくを乞ふ  
醫業とおめ佛作ふれど已う方を以て母の令  
みからんと乞ふれとその志の通しけり。もや不思議  
お母の病愈くその身もよづまつましと宝脣  
之年十一月領主より寝殿奉公を年こうの事を  
あくまでも母の又病あがことあつて自ら良

ひまこやかくへと妻あくと年またうかひへりと  
名考ふゆくかとあるむらよ人のよきじるよすを  
つるよ妻とめらうへとその妻も又考ふゆくへ  
て母のうちあひをゆく年ソアモカク母を七  
十ふ歳ふく死せり。うん

## 思義者九

九歳ハ阿蘿野久住乃ハ大利村の農民也。年  
二十五。御市年貢の支小つありて九歳。つづり  
ありきる時日於山康村百姓孫を事とひす。もの  
よつてよせをも。のちのちのちのちのちのちのちの

やまと稚乞れどものをりにこのもののみくらむと主人  
よつてへへうひまんもあく涼く膳ととくツヘへ  
やく成長もくらむ及く候あきハ畔とあう膳をひ  
らにて田畠とねへいそくのわとあくとくへい魚  
てうらぎを續ひ孫右馬う例よらむを家つく  
りてともと年一一小田畠をおめ半弓もあやへ持  
ぬされとも才を絶ひやく妻とぞとぞけて私ひよるをれ  
そくす孫右馬う家とぞとぞけて私ひよるをれ  
よくらりあらう孫右馬う死しとみの武右馬のあをつ  
まつての年一一小貢とぞとぞ田畠をうり半弓の成

夫のとて小家産と破んとせよ九歳已へう年  
をそく貢の債と儀の御とがて田畠をおめ半  
馬をひじあくそくその儀をとふ年一一小左馬  
よご人の女あうて男ふみきれハ九歳已へう  
て二人の半弓とあくそく人よ嫁せしめま乃婚に  
孫右馬うとく婚うて生たまつううとおと公役  
乃半馬銅小車ふと九歳う力とそとて免しは  
う小男女も様をくじへうひまんとま  
て農事とてめ年月とぬる年月にそくひ衰

へまうる家をおこつて田畠牛馬ももととのじくあ  
しもこれ九歳の力にうきてとまづひが強めを爲ゆ  
九歳どそのいそく親のやうよふひととを寛せ  
年七月十九歳の年七十のそく病く死せり  
主とわら妻ももうく親族をもきれい葬葬入奉  
法の事ひ八牛ハ沐みたまつゝとさうへか九歳の  
ふたくべ一田畠牛馬とひの沐みたまつゝとさうへ  
とさうまう空磨と年頃三十九追賣して多  
自そくへとわくへば沐みたまつゝとさうへ  
墓小石碑とまとうごるん

## 孝行者卷次

安次ハ阿蘇郡内牧山家内原村の百姓野九郎うふ  
かう兒もむづくと父母子のみまよひあらはしき  
安次りもくふまえのれきり父病小姑へとあらす  
やととくまう一と安次例々とくとくとておまゆ  
とまゆ、かつてにおよのとあらてハ農事の勤ゆ  
しゆく父よはけ父のゆゑとあらて田畠よゆく  
おへども父のゑと年ことふまふある業をほど  
もとやうのまうつそのじゆとまうまう車か

若叶ことから遠きは必至りやうこそその  
不用とする寛延二年の五月小父ハうせぬそめうち  
母も又病てよしももくらかとお次りくじとハ  
アラシとて力とまへし車とゆゑとて遠く  
ゆく車あまひをきいたるよみのととて三車  
豫きハとくぬきア母の足とふたてて車をうつ  
家を失へてせんともうくとくにいまとく過  
るの因由年は暮れ初につるふじうくがりぬ  
發次へ往も母れ足を温め居ければ免へたる體とハ  
うちもやうと泣うるしけれどそ其年阿彌翁

あらひあらりけまと多次う作まろ田畠乃とく  
実のうえい義母のその後の言も又人のよくにあ  
し、今孝行の徳ふらまうとそくもとのあ爲  
受けのうち發次年に出る時ハ必父母の墓にま  
うてゆる附も又まざり室曆四年二月頃より  
寝起しても目とこもくとあくべうわしても  
父のぬくふ月日にまざりしめいこの事といと  
あじ料とうその終りとゆく父母と祖父の墓小  
さくの石と達りとぞ

孝行者助市

助市ハ熊本の塙下洋井町よりある某屋右左衛門の  
いふより父忠左衛門に庭の面内一木の松を乞せ  
る事人少紙くら父母ともにうけよし後年月を  
多くあきとうへどもこの木をしりてか助市あ  
らうるる木をもうて庭の甚落盤とまつて、玄父乃  
毛せらねをかくまつらひ水たきしてひう  
寧めうるある人を賣て方のううることとくせと  
ひえ、ねをも含みゆふこととくせとも親のう  
けのうみきる事それとのううあきゆんせんり  
こと、ううき代うまく車ハキとよあらそ

ひひてやまぬ助市禮賀一里と並み、すく領主の  
ときの木とさくらとすがるてはまうう御と  
はくうるせうつにね衣裳とりよみを作りそ  
是と並にうえびひと自とくううくせと  
このうちれいをくじ事のうううれいあうう  
りくじとくじ物ものとよせくらて納めくう堂  
磨ふ年の去け松のくじとくじ事領主にとく  
て庭よ移へ植えんうあくつよ木乃木とくじ象  
をこねらく出でんまくわがのまく木事りよ  
むのうすへとあううい助市とくらほ

お車、強ううく父の意せし木乃領主乃庭より  
さきの車何の幸う是に志んやうひをやされ  
て野ふ外とども行うあらんひまうめんよがひとふ  
事ひはとどひてそれよりわうつとよそくの事  
け木をうめこれい志乃清松がりとまちあへてうり  
の様うねうれめいもみじくよるうりうり  
ぬこれよと車とくふ茶とあへてその恭人と称せ  
ひともううり見すもろく妻もうくふいふとく欲  
よくもくもくもくもくのうきよくもくとくありうり

## 孝行者曾七

曾七ハ阿蘇郡内牧の町乃よりおもてへて妻  
をもあくらは父うせすへ強ひ母とまか事にてある  
一、元文二年の冬母病よかてよきもきうむね  
曾七つは小例はあつてたゞまへりせうる業のひ  
めよらはてに耕へ又ハ人よ雇ひまとも志らく  
家にうつて紀伊とあんじに便の財をうつゆ姉二  
人あうてふだ里からう居くわくに母とひ  
てうそめあらうと事とこれがとおもうきく  
おも養ひあらんあらうとおもうとおもうきく  
せよたつまく事度へあり木乃志くやく

きの体をあらうかおもとくも曾七倒はあらく  
あらくのあ落してそのを置じまことれど此  
の夢へひて寝て暖め粥を煮てとくじ回ふ事のを母  
の病まく見うがが暮せらとうとらひまくら  
くれもの余のうちにづくありく母乃方よ却  
とううあらうととととととととととととととと  
つにとくらうそろひもすとつるの事、ととと  
わ若セ床よくれやどひとつ葬の事、治の事のち  
うとととととととととととととととととととと  
ひ草とそれと領主の忍代はうととととととと

義をあらふ其後室暦五年頃まうり寝若く  
ても目とあらへ忍代の生觸といふものあけく  
を考りをあらんせう

孝行者岩太郎

岩太郎の然半の城下新町二町目のものまう十家乃  
附の父のうせ母と初ときあらもよとまくらとく  
乗和めにてあと角ぬ事なく毎よつてつゝ朝  
とよとくおとことおとこ佛よしのひまをとて  
て人を毎とよとよとよとよとよとよとよとよと  
母のまひとよとよとよとよとよとよとよとよと

ち日ごにちじとひを弟と勢へ計ゑかと賣てまき  
もひよひしけとひ友の兵乃歟とさせくとひ帳も  
さく帳もさく帳もさく帳もさく帳も  
すも母の兵乃歟とひそりあ語るの事と母乃と  
にこゝと外へその兵のとひよりてみれの  
あらがまん事を恐きとひも身と勧とてと母  
もと起出る車のとひと車えどとひもともと車と  
大とひと車のとひと車とひと車とひと車とひと  
あとひの行ぬ母乃とひと車とひと車とひと車  
と車とひと車とひと車とひと車とひと車とひと車  
と車とひと車とひと車とひと車とひと車とひと車

ハ矣病かるもとありされ、朝夕の食のものびつ  
け心自ら涸へとひきめ母のとひせん事とひる  
ある時小麦と圓とひきめ出づるやありしからふ  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと  
とくゆりとひきめにあすけひそとひとひと

事ありしに岩を廓へての町の長乃恩とう  
う事あつとと思ひ床かとの玉明きへり乞り  
力と脅して捕へり腰の尾とつぶすよどみゆり  
入りれば敵のあたふくをもくびへ飢渴未だ  
こゝへせめて、おれを吉い色もまづまづへりそ  
つきぬへと母乃とけるものとまづまづへりそ  
そおじやさへたむきを見てへのするれ  
はるもしてあひうそのくとおひかとありせ  
てともさひともとがんへと又腰の尾より  
じうづうて母の心をもろこすじ宝齋ふ年  
とうせーこそ

三月領主うち岩を廓初くして孝心のあつを  
を賣へ二人抜ぬきとあへて家の課役  
とゆつせう附ふ岩を廓へ年こうに十五歳なり  
ゆうとうのまえ自じとくせうせうせうひのなる  
とうせーこそ

忠義義者本七

本七ハ絶田翁ハ鴻村内田姓をも並うふゆく然不  
の城下新町二町目にとどむるは金年二郎といへる  
ちの小豆もせう平之郎の祖父ハ重ちゑつとく書  
籍を高ひくおもとみ男女多く見へつひ

うまでもよこの人のへかう重右衛門の親族あり泄  
在行某領主乃罪とぬへばこま車ふつらあり  
て多く財を出でて僕のそのくらも往るくれ  
事あつて財を失ひふの平三郎はよしゆうて  
公私すほくに妻へ男女ももあくね平三郎も利  
益して名と云ひと改め欲とうと書きと傳す  
車と樂めりあれ車はませよすをよしと車を  
けあら衰へる車とあすと己、妻とももとと  
或ハ柿漆とつくり入ハ竹の皮巻をハシモヤシく  
みよ人をまきひまつくるふのえうりしかまよ初

て死一卒七十にきて男ふとよしげ平三郎と  
名つきをゆくあいへけるとま七八年後つくしてよきひ  
そことてよき字向をもよきめのうの宝曆二年  
正月領はよしり寝若だてて名目そこくとある  
へくう向と卒年の病て死ざりとぞとつむきと  
のあはわうへ事五十八卒とぞとぞとぞと  
孝行者甚矣

甚矣い合志勤行廻の山林村のもたうが向と弘  
生村平吉湯にまよふとぞとぞとぞとぞとぞと  
卒吉湯死して後毎につづくへう母の生まじと

うへやへへ基益がつふる事いぬれもんよけこ  
されへぬれと罵り或ハあへてむかどもれども  
らふそのぶにへりふ事ふとそめあきばらくを  
しけもじも益少くへよつてそそのの代とう  
まく母をまひきり嫁わうてへよ嫁せうり母いり  
かうひきん嫁と離縁せさせま嫁よ算とうく  
娘と絆しめしりはやくへよあうちほらひ基益よ  
とうきの娘をあくもじれ里よゆきとつてのちを  
えととへてもくもくもくじれへたひげ娘にまうて  
親とくろゐるものとこもくあゆれ理あくんや

とくよもい是ととくしてその婚ハ為て危  
せう其後多益つぐをやくくあよこくう母残  
事の事もとのとくくとじきくもそのひとく  
是るにとあつてきのぬくへくのを感し  
あへきまれと領玉らも宝晉六年に復弟ア  
てそこのうれあとこうせうり

## 農業生精剣七

新七八阿蘿那豊尾の山河原村乃主のあうその父  
妻一へくてまことひよあやとされハ新七八主新  
乃時より優ぶうてへゆづれをへじよへば

にものとひきせんぐ人のやうて貸をさうそのへい  
も小ふれ七錢あくべし成事に用ひまえ更に  
夜づつとらせしと年一とよつけもうとま價  
とあらひまほ内田畠の傍にいそむくも宣地  
あきい必然と極てまうるその利をあくめの使  
うつれ資を集めへりて五年おつて秋又  
とあらう小乞ううまくよ父へうせまくもあら  
里をされハ伯父のもとまかう居て半ものふゝう  
を累八年ハうあうて父のりとまくうねよみを  
つる農業とつとあしらこ年に及ひとへそ

人年もつとふ身としよりぬふを半くにふかとま  
しと経よふ半餘名のちねらうり男女二千六百と  
萬の牛馬二千六足とたゞとくもうの事とよ  
きぬ新七八百四十口時うり入は金錢とやむ  
じひとんもそのを摺へりうて田畠とをくつよ  
ちくへりんそのをとくべふ財内づの耕作内仕  
付苗の生立ととまればふ財内づの耕作内仕  
よくつてくわらひまよ「弓をひきとくとくと  
見くの下にハわらひまよのをまきとて要くと  
らうめニ便の財もりへりてとけ出づふつをゆた

あとえことへいそとの事あつての母すよえ  
て後よその不用とよまうつねよんを極ふ事  
とほこゑとよむよがくじうハ傳とことと或  
はまえとつひて傳せらるゝハ種物農具乃至  
をうちのあまへとくかくあくべ色う用とくこ  
ととととと一村のものとよみて農業を励む  
年貢云役よからば公役よあくべて差役の用  
意うにまゆ、必是とあくべへんもくす  
くじゆわう宝曆七年頃よりそひの農業を  
つとめ又母小畠あると祐てねとあくふそ乃

ちよくあ富て牛馬も數多よれりへしくつ  
ひてきくら牛馬ハ別子三度とつりうひて再  
これを用うる事ありとぞ

奉行者さん

さんハ生名弘荒尾のとみ清村乃良兵衛弓助娘  
あり弓助は男ふうさればんに聲とて後、とぬ  
まおほくまくとせんとくとく聲二人の男  
子ともに生く人よつてさんひ家小ありてをと  
る母と初生ふとを喜ぶは伯父さうり居氣  
いもじうひもじへく日にて小猿をみ生く難

魚鷄乃類と買そよみに里にあまきうひへり或  
その魚うれのうといへどもそのまんと母にもうく  
めどく利益ありとつて母のんと廻じ  
宝曆六年乃饑饉はせすりて母にまくしる物乃  
こといふもその絶へあらざるものを食せりうそ  
母もこうう樂へまださんまくにまくへこゝ  
へ童幼とへ外に出へとのきへ母らもよきま  
あと念小よゆて母のんをあらうしむ付ふ領主  
の差をもくとく飢人と極ふ事ありしにせん  
もえ茶とうきとく粥み煮て母にまくも母の膳も

おあごへふとりよとび茶へあくるをのとまへとよくま  
見し茶うれハ雅ニらのよハまちゅうと  
うてさうにあこへと母乃年へに衰へやむく餘  
命乃長へうさうとみけり仰よともこのめのまん  
らへ茶まことりふぬも家の多きとまくへ  
もいもくづけまとまくへにとこれて後やうくよ  
がくらハ茶若ニ付飼といふねと食しに味ひこと  
アセカキもとよとあこ事ありとく則も  
あてぬ又索麿をねへりれをもまため又  
酒をつむにねへり日とふまくとてまじ宝曆

九年正月小母、死せり。りそんう考乃と寝て  
て頃より糸そこしもくわあつた

昂持者海津也右也

海津が右翼、然るの様下新町二町目乃年もす  
りり槍ね庄と書くとせんじとよそひぬ  
の人別子人うちある中のも東へこきの多う  
りへとまちをつりげ役とさうへ四十半ば  
法とふく人をあとこまひも公事とくらゆたう  
りへと人をまは之をひ領主もあくく寝美  
せうんとまうり篤実ふくと廉本うり生れよく

卷之九  
父の事とおもひの廣く隣社と施  
まう父のせばあうからそれがあつた事  
の時からかとうけつまうかお居らうのも庭の事  
本も父のとおもひてひ孫とちりてうきよ教を  
うよそこそく領主につるみゆきす篤寧  
かうとふくして槍わの業とひて領主が用とひ  
やまとひにあたまゆるくみつけひじ  
裕をのく父のせよあうく時からやうりと云  
用と家にうまん事と欲せほくううけともいれ  
父の事とおもひの廣く隣社と施

おとしのその用をすと人の利を失ひん事」とゆる  
おとしめあり二人の婦へ人よ嫁せりかまふもあつて  
きれいにあよびてどうぞ安あらいかに嫁せりむ  
室賀九年十月領主うりぬふ孝ひゆく婦ふよ  
く仕する車と称して礼服一軒と食すことをと  
あふふふ右車う年罕とよく妻とひくへうその  
妻もよく始よりつて始内日よくおの内乃本  
もよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよよ  
に母が九十一家のくわせうる右車う年罕とよ  
とよへもよよよよよよよよよよよよよよよよよよ

うへよくうりてうるものもよこ済ともよふせ  
り生辰年くい飢饉して年の價多く疫癪も又  
おひきて二町内のうち死ぬる多きのまくらしとお  
右車うるくに力とよくて放す事數十日あり  
り力とよくに放す領主にこの飢饉多くいふとよ  
そくらひてそくくふよくら施していさてもねみ  
し又疫病うりぬ殺す人死せう七月の還祭  
ふ一神の供養ともよくぬくらしとお右車うる  
くあくられまくそのふと志あるものふもくらして  
諸そくとくをあつめうつては十金よ封してよく

名凶者の俗名をもろとしま父母妻子にくらうが  
つくその供養となるこしめうのままで飢うる民  
を救ひ困窮ひものと服へざく事他町の多くり  
しハ船かた萬つあわとにすう人うれりとんくまゆ称  
しあくびのく頃まゆもまゆとこえく天明  
八年に三人被斬もとくとまゆこへてあ

孝行者義仙

義仙も阿彌忍小室のは西里村不<sup>ト</sup>せきせき醫  
業とうせうくらむれど篤実ふしてかりそめ乃  
が傳ゆる怪談<sup>アマタ</sup>いつづの事といひとつ

ふに庄にて母足をうくいよいにせと父死して後<sup>テ</sup>  
よすよきく潤文さきとめくもくあま本履の鞋も  
絶の袋にいきて苦痛にいたる事うく家より四町  
もううり隔ての山の麓に父の墓ありうつ日くに  
その墓によくて夜中曉とく雨す風ゑとくと  
とも一日をやくする事二十年に及づる年紀をと  
の人も義仙<sup>アマタ</sup>父のせふあつて財<sup>アマタ</sup>ひよ親くく  
まううる事あるとくとくこのことれ事ふふと  
りうううる事ありとくとくとくとくとくとく  
る明和二年頃玉うりと孝行を褒美せり

孝行者 僧次郎

孝行者 因妻

僧次郎ハ阿蘇郡小國の下味村の主の子なり 父母の年老く家と讓りて別居にす カ父母ともに茶を呑み酒を嗜けまハ僧次郎支ぬともにねとく起て茶を煎り一和らうううおと祖へて此先れに出でし必酒をおこゆ又酒屋の便あるよりにて小買求めてそへそのきめろとひふじありとより貪りしきれハ朝夕の食をより茶をもくじる事ありこそとも支ぬふと用ひく祖へ

とり事外ハ僧次郎つ称よ父よいづらひとて食色々い養生の道にあらずと云ふとてよくにひとその様をもとすと一日もよくせにあらずんこそもう頗ひされといひきりこそハ父の新を爲すは日新さと地に用と使せぬ日いつかまゆい翁人をもハ天道の界とまれありとぞいと里て支ぬらもに夜ぬねとひよ起けひとと父乃もくろのやうやうのもあらぬとん若しくらひ一々意と申はんつもあらぬとぞうしとごく嘗て仰りておもせぬ久の驛とこのあら

八里もくりてと領主の門戸よりくひ  
二千五百石譯をもつて里人されそのふにやまそ  
役をつともし侍次郎よりまかつて従うる者と  
えあとねふ事ありとくれも貨をあつて  
人を雇ひ出と事ありと侍次郎はてて貨を  
あつて已く事にあく若ん事あくへうらむとく  
もうく久住の譯に引て己く方に堪へと事あつ  
とみかにとくらのを望と出くして人を雇ひけ  
里その素もよくさむくやくぬきのよく豊姓  
の孝と至しまと教ひ役物とも傍だあうゆ

まろ松のよどかる事ありとくこすん事に承  
三月領主より更帰の志を嘗してあまくとく  
せう

孝行者ぬき

ぬきは院下羽保田庄領主の家士光本字年吉ら  
伯母より父へ死して母によくつくりむこと不実  
しけどく食をあくといへども母よがよのもの  
とよくめ母の酒とこのよきれとねふ事ありとく  
くつりて多夕の食をのうちを減へたくとく  
まく酒の料にあく母ハ年八十より老衰

病よつづかして年をもつよりと二役を若さうつも  
ふくと見えねやとされハめりハその例をそれ  
は汚きてゐらるの法ハとおへんさせしにそくも  
あつてきらめきくと己つてうるの夜をぬまくと  
あされハきのまつての膚をおわふねくふおれ  
をいきまゆいとふ事くとも年若きつてもひ  
らぬきの病すとおこりふハアーカラんと人のひ  
あへるとまもいとほのひとまくよ母とくく蟲  
ひきれハ安永ニ集のまむきうり瘧疾もくく  
瘧もくとあくふ時よめりと年ふ蟲もく

忠義者たや

佐やハ阿蘇郡小國のは下條村の百姓七玄清とソヘ  
ミツホ吉にそくちト女がりその家をひきく  
一けきハつやゝナ七歳の附籍十萬文の賃にし  
て人よつてよせしにつやハつよろむをもくりてゐ  
くに心とくにそくにあくらむをくらむ紀布を  
手とくと拂をつしもとふううといきくわ價ア  
うくたくと金十ニ年にしてううう身を縛ひ  
うくしにその家をひくとあくとめつやと變に  
もう事あるのとくつやいゆく力をもくして六年

すくて又あらひつゝか不辛多くてまほの  
もとひひきやめるとうよゑひととくよつてま  
のの代をとくつてはその費を補ふむだ  
は又おと算のて務千葉文を得く主人をき  
まけ四年にしてうちも續ひつゝか程そろ  
家のものもあらゆくてもあらゆるを又おと算にと  
る事あるのとく此時主人丈姫の奉おい力襄へ  
と農主事ともうしくかにことへとくもみけ  
きはつやほくこゑくもあくに才を悉して免  
く二年すとて又あらひつゝかとまして農業

と事とせりとて二十六年のうちふ度人よつて  
四十餘葉又のの代を得て主人をたとけし辛  
苦のやとたとよろふねぐく主人もつやう年四十と  
これ経ふ寡ゆて残らん事とあらゆくもあらゆ  
へをねんとうせしに里人もその志うりてとくへん  
といふきのまくつてやいこのうとくとて志が下る事  
をくわし齡くこよきをいふ若とく主人をとくとく  
じうきのよきを來めきとくらひいふるといふとあ  
里とも我心うちとくとくつけをうほくとくとく  
不とくにまほの妻の病にすとてよきとくらひつや

至和とよく例があるて事ともどもと書ひて  
うる事八半とうりあつて、が安、永年領主う  
寝若しくは寝そよぐとある。そのうちよりまぬと  
もに死してはつてふくふくもおそれへん。おもろり  
じまきとしむのをまふとせんにつや又これより  
くはへいかの或古支ぬもづくほり三十九年  
領主うりまと寝若らとく沙汰ありし時つる  
よくにあにうそを危うかつて、が船代もかくう  
きく病をあくとく病用とくとけ村里の人あるも  
のハ醫業を務め人多をあくとくとくの醫者

ひとすねうるにあつて病をうひのまを古支ぬも  
うそくしりんりあつひいとつやああくひれとう  
へとあの主人支ぬふづくその病ともうてく  
う心にさひのことと事うく又家の主人と同一年に  
死せん事うそ預りえ老朽すくまく今  
の主人のうそうひとくさんすく死するに志くと  
といへとも賤こざるくとく人の恩とうすゆうれ  
ハその人のきくよゆくて云れど迷んくめ  
うのもうて莫とも服するきうとひひつるよ  
その年の暮に六十六歳すくうせすた皆人まこと

あらうると後あらうつやまうためよのあらうと  
あらうとおん

序特 作詠

作詠はい藤弓小國の江松年村の百姓すらかいさくう乃  
田と耕してまうの飢渴をめせく才すく人の為  
小費といふことある自他の境とどもあらとまち  
さるとえもむだ父はまくうを母につくく孝とつ  
し出人こまくの心つけくわくわくと時とさせも  
あ酒うや醉めうんと母のあんくわくとそ作  
詠とより酒にあらるこのまくことといへとも

父酒みよりてあとねうされと母のこれよこう  
くろあら作詠はい車とまくて通きこまくうのを  
あるものともとつと酒肴とまうけとくわく  
じまくうやふあれ、今日より酒のじ車と禁  
あきひ後酒ある席にのとひとも必酒を志あ  
ふすとくらひとまうりの爲めうるものじ車な  
くあにあらとくの飲ふといへととくく欣  
と醉ふらうほれらる母のふを安んせんくあ  
う一車伯父のもの車貢とくとくよあらうて  
あくやか其債を償つとくとく車貢のくら

おうりつらきのへ達よやくとつゝものうりそく已  
うちもうちつる羊とあこづくこれと償ひしらけと  
ばくじうきのもぬく感くとば羊と更づくと  
さゑくにりひとくとまある羊とえさせし  
ハ其人止ことをねをしてえし其價をまくと  
とれるととえしも伯父するおにうりとまく  
とぬくじうすとまくめく耕作とまくじうと  
まくとまくのうすとまく耕作とまくせきと  
のうとまくのうすとまく耕作とまくじうと  
うとまくじうとまくとまくせきとまく羊貢

公役は馬うは病よくうり免役にうりて農事に  
とくろくのあきひ力とくろんに病るものあれを  
あくじうり又は馬にのせくうらその處に送  
りうりつまに松明を作りとくろくらゆくによぢ  
へ送のやうりの石をうりて往來の役とくじう  
お及されい若よくの假あるといきひ力をそく  
て帰うつせうへ年通うりに疫病行づれとくま  
く病けりにくまその病によきん車と船れく  
あくとつうと作筋の病うきのあに業とく  
薦と絆うてまく基業に出入りうれ思後に病

ふそじ事あつまつて雨あつて田畠よも  
うち荒れま役と用つるにあらざれば後へ  
うくるべしとひ今春いうる非ちの事あきがる  
ええすく事ゆゑとく季中に用うる年  
馬の綱又ハぬことの数はつても正月のひとぬよつる  
事あきとばやとひねうひつり豆の専業地を  
おさめの及さる所はひ力とうあへーとく村内  
まひとともに力とあつせて正月の初より事どる  
せうひ中の中の田畠  
このうへて材とものに毛えと頼ひへに作成り

りはうる豊年といへとも定あつてかよひま  
うそよあしる事あつてあらゆ今年うり、  
ひのあきとあまうに毛えと称さん事やへる  
力あらんうへい定殺とせふおこまにりうへて  
机る事あらへるよ葛巻をもわすとよ  
ふ人うみ用意せつとそ安永六年六月頃まう  
寝あつても自そそくとあくよ作はれども  
人ふくらあくそそのうへけよもしきとよ  
うその餘りのく霧のうへけよもとう作  
つてにとせつは甚村の行某にあらへく最もと

用ゆ多く津畔とうづ財よりも領主の恩を蒙れられ  
とこそさうじけらば行某につきにんぐくらぬまのみ  
見されそゆくひよくめくゑへきくしけるとかひと  
れは他年のがとあるくちくにうづくらを乃  
もやくこえりと大略二年八月に又寝起し  
私代乃直觸とりふきのにうづくらあるもの作並  
ともに他経ともう事あくまに日くれて乃る全  
てうちとあらまゆに入く松明と二ひしとあくべ  
あくべ小佐詠つ名と名のうきれと外へゆく  
を人の坐とつめくられ松平村の作詠夜をもへく

かのんきうがくよひるつとくらむとくらひ入きく  
きこのほとこほらくね明よつうあくべと  
その祐のりこれら車をくらうるへく  
きと称て寝若くして幸してよ葉をあくふとりよ

## 孝行者浪次

浪次は玉名郡小田の吉野村にとどりてまと郎へる  
かく父の同へに橋井村の母とありて娘とくられ  
そ祖父と従者みふんともに耕作せり毎ハ年久  
しくあくよき病をひく邊は人自もしよせく別  
をとつづてもゐし浪次生つふ十数歳にて

て朝夕の食おもこつゝ勢へり異うる凍ハ心とく  
酒あきへ祖父母の身と志のひとむそぞのとくむし母  
のうるる病うきの衣服の汚れも多うござる母は  
ちゆらひとよめつとての掃除すく人の手とくろ  
事うく母の親里へこどものまひしておきうこの  
急疾あらとうとくく祖父母の生いやうん事を  
さき一母の親里にやく事あきへ退治せつへつけよ  
すまくいわく母のうちうるこうらへこもへらうと祖  
父母へ娘次をあつまつまくひてほといつとも母との  
うくゆる事うく心くもすいゆううう安永を存

## 六月領主より褒美しておとあくふ

奉行者たち

たちひとと領主に仕へて川尻詔のもれ太陽伴う  
娘うり候とへ天明四年三月流行乃病とうきへて死  
せり其領主につづる年月の多くをとくとあよ  
福と子に傳ふる事あくととく不も又疫を鋪  
ゆきハスレトとすすまつ事うみつと難を行ひて  
うちふにいきうのやうりとあつてかひよくまく  
日用の資度もうつづけて朝夕の煙もくまく  
一母ハ病の後もやうらよくま殊ともにあくま

初くつらひ人のかよく飢渴とまへてさればせん  
くさくと毛と毛り毎とまづとまづと、毎のゆ  
きとあひとうてむとすよ尼寺にりまよすとま  
りか母に告まつて髪とあらざらうすれ我身  
とねもさうありとまひしてそのぬにのそまく  
告しにゆがすもあはは渡とまつして海う事十  
八あして丈すもあすきる聲をとまづくるをも  
うう風とまくさくくよせうくとまづて、いは毛と  
うう事もあすと見まともに面とまづく、肩半  
の町小道とぬり人のあまれをとまづて母とまづ

えれと人のつにまくひ毛食にらへ我いや  
くも革力せりのまなびくくらひ衣服やれ  
くうともよがつされ非人の教とゆくまくま  
まくく上に古きるものとまくひ下につ刀と革  
一變とつきて様にまくあ改巾とく面とく  
妹一人を具してあまびく序中とめくと  
役人まくめく其飯をとつめくにまくと  
ふとあらんにまくとく腰じくものとあらと  
く改ゆとぬく面とあらとく通りせよと  
りよせんとく面とあらとく町家にまく

よ入る其事とつけ諸士の手より一通乃書とか  
て其心そのへへこまあるきしきくわとあくへ詔  
士乃書よハ奥ようひつれてあくせせ或ハ本稿と仰  
シふある日蘆庵の旅人この事とぞと二ノと  
もに旅宿にすましと移んこうにもくう一報と  
様ととあくへ日それあきに若と女と僕ととそ  
その處に送りへせり或ハ妾にめくと便く母  
に孫を授んどりひ又ハ娘とて妻とせんと曾  
うものあうされハ母とくらひてつうにうるに人  
のふうううううされハ後に悔ともううううう

よこのまくにとあうたうんどりひとくわよ頃まに  
とこえと天明の年十二月寝若して年ことじ葉  
きとあへへへへへす人もうねううひて終  
黒このあとうせとそ

孝行者赤瀬傳者

赤瀬傳者ハ合志郡大津町に赤瀬村よりてつまも  
農業を事とく車ある財ハ施施の傍へよあこう  
ぬ地簡よりものありかとへめく食してといとも  
も母につよろ車あくへは事とくも母のりよ  
じむにくうりとねくとくあきと茶と薦て一飯

を謂してもあらへんのあらへんと心をま  
くこと農事に出でて坐つて其日のあら  
あらとゆう寝んところとまくは傳者とは  
うおとものあらがれもとくらを暖かひにほ  
れりやれいをそよのそよくおとせば  
傳者妻じくのう時をもけりの事をとろ  
おとろきの外もじるふあらに無につくとまく  
すもそひく事あらと達はれやらんとあき  
しの妻もそのこととをもりとくづくとまく  
ある日妻にじひとゆり毎につくお車あつと

いともまことに仕事あら事ありいふくと  
めもみじへとりふ妻のむらもとく車には  
うへましきと今まくあやすりあつともを  
とあこへおやうともれよりよおつとあとか  
へんくわとよは傳者様のむとさわん  
にをきてが及と今汝生へやうんととゆ  
父母が様んもつりゆきゆくとゆい初てその故  
をやるへと妻といきあひ生へふ妻の聲を  
悔じてゆくにゆきゆれどもとゆきほゆりふ  
おまえ其の事とあはれぬとゆう不孝の罪

を悔改る事より今後至らむるに他日より  
おろ不孝と申されんたりより妻の方に作させ  
ばにあうひて神明にちりああくひ色をけき  
かの間をもその祓と察してその罪とゆるして  
かの色をほは案代始につよお車よりく  
あうこの人の女ふともねへり也父母にすらひく  
祖母にすらつづきの安永二年三月給主にこそこ  
えく僧をさうの技筋をあくべ毎にもよき衣服  
をうなせりの僧をその夜をあよに掛け赤瀬村  
に入りきりその名七里あまりたまるとあくらくも

地にとく事より人のまぐらと馬ふへあくせぬと  
りにうれい我若の賜よりといふくねまくら指を  
ゆきつゝと詮めら事のそととあん

孝行者儀云湯

儀云湯ハ味麻郡新町乃きのうりニ親と兄弟ともう  
あくくくくくうか飯云湯ノ一景の財見と姉と夫  
いにき一人の本業に饅頭をうなとみニ親と夫  
ひきりと年の暮り父兄ともに中風とやま病乃  
内をものじ事なりかくし便も人のことをいを  
あらざれハ儀云湯日夜付添く瓜抱しそのをま

くに腰ひをひきあひうへ六町うちり隔てて  
島を作り已う家よりうねかといはれとまうのもの  
にねととて衣被のほりへまうらばひそくを確  
つりてよせ女の髪ともうぬへ見うへとく日よ  
母の髪とつる称親族のもよもかうあうへい  
どぬうへとくとくは年若ききの心とつして  
親とまつ事七年うちりあうへうへ妻をし  
くとそのをまくともうせよとりよに父母のまくい  
とうそりもあらん事とあひとうけひとくらう  
さく隣に若助とく油を高よきめりと豆腐を  
おこなせきり

油小揚くうりし、か餠を湯うゝとけよもきうんと  
己う肩にうる事とくらく餠を湯じゆはうりに  
へへとくん天明七年二月頃玉うちり寝そべりて  
おこなせきり

孝行者若助

若助ハ麻原村本名村主く七郎ああうのあも  
ちくろ百姓くり父ひとくらせく母のとあうくらう  
年五十内外にうりぬきハ家の飯を取て煮さんとふ  
てもあ田うへて米をうへてすに雜穀主く萬  
巖の根をわうてうせうへくほとすに余がちに

糸をある事のうることうきに地にうつ道の出  
入を改めぬふとへどくまく下仕へを頼ひその身  
も八十に及びされとお咎といつてつらむる書  
料の糸をかく毎の食にあくせばつてに兼食して孝  
義をうながす天明七年六月頃より寝起し  
て熱射の方を残さず枝ね糸をそぞくせらる

孝行者年川彦八

孝行者因傳肉

年川彦八は味麻野ノ某村より高ニ石七斗有り  
もくものやうが領主につく是怪とすきちや

と惣内とりよ見すともに幼き時父の次郎吉清は地  
を立のく罪ふうりて名をとけらるゝが今  
うりに及て父の次郎吉清然本のきにあうとこそを  
年川彦八の他領ふうりふ事とうけいいた  
もじてもじくもくに父の罪を見すのうち  
人よおうせく父はゆうくかとかううりうんとも  
ようにふ汝弟もゆうかれゆくもくらばもん地こ  
みて出でしておせうる罪もおまかへふじに  
あせうくしに見すともにあくとすみく地に  
おこうう日数々懲布の状況とりよふ所ふくら

称あつまへ一ひとくもあひてあふもくはにせ  
おにつきやまく父ハやうじれを蒙りえずのう  
らへんと罪きひきとこゑに見、父の代りとされ  
已罪とうへとソヒキの見にあをつせん父  
生きりめ已と罪とうへされとたうひの懷  
あひへつハ見まともに父ちへて家にうすひ  
つるしもとすへとて失ひ、領主に告  
うひ見方の奉行を感へとみよくに苗字や  
し領主にめぐてあらかじめかひりよもさき  
とくらわぬきへりひ天明七年十月寝若

ねらひをせ父のやへきり出りて羅とも見るの志に感  
てゆきげくとうん

孝義錄卷之四十九

